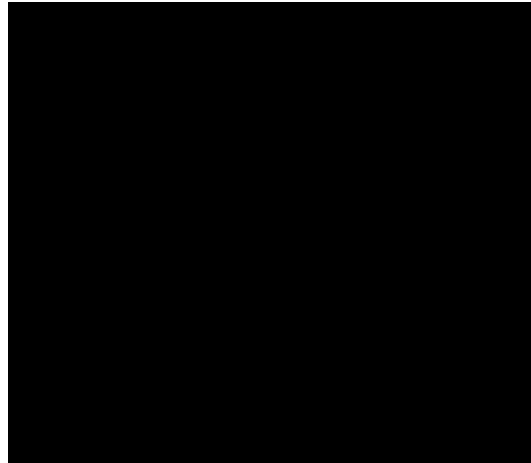


ご連絡書

2023年1月10日

公益社団法人全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子 殿



前略 当職は、株式会社SAMURAIの依頼を受けて、貴協会の2022年10月6日付け書面以降のやり取りに関して、以下のとおりご連絡します。

先にご連絡したとおり、SAMURAIは、約款第9条第1項を12月1日付けで改訂しました。そのうえで、約款第9条第2項についても、貴協会の2022年11月18日付けご連絡書第2項の趣旨を踏まえ、本年1月5日付けで以下のとおり改訂しましたので、ご連絡いたします。

[改定後の第9条第1項・第2項（抜粋）]

第9条（解約・解除・返金）

- 1 顧客は、本サービスについて、特定商取引法の定めにかかわらず、SAMURAIが契約内容を明らかにする通知を行ってから起算して8日を経過するまでは解約を申し出ることができる。この場合において、顧客がSAMURAIに既に支払った金銭があるときは、SAMURAIは顧客に対して返金する。
- 2 顧客は、前項の期間経過後であっても、時期に応じて以下の(1)号または(2)号の定めによる報酬及び解約手数料を支払ったうえで、本サービスの解

約を申し出ることができる。但し、SAMURAIが以下に定める本件報酬及び解約手数料の合計額を超過して本件報酬を受領していた場合、SAMURAIは顧客に対し、当該超過分を返金する。

- (1) 初回の本レッスン受講前 解約手数料： 1万5000円
 - (2) 初回の本レッスン受講後 以下のア及びイの合計額
- ア. 解約申出日までに提供された本サービスの対価に相当する額：
- ・ 入学金
 - ・ $(\text{本件報酬総額} - \text{入学金}) \div \text{受講コース} \cdot \text{オプションに付帯される総回数} \times \text{受講済み回数} (\ast)$
- \ast 受講コース・オプションごとに計算する
- イ. 解約手数料：
- 5万円または未提供分の対価に相当する額（本件報酬総額から前記アを引いた額）の20%のいずれか低い額

前項及び本項に基づくSAMURAI又は顧客の支払義務の履行期限は、顧客の解約の意思表示がSAMURAIに到達した日から14日以内（当該期限の最終日が金融機関の休業日のときは翌営業日）とする。

（以下略）

草々